会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	久	和 ハ ン		

（その１）

収支報告書

平成27 年分
（　　開催分）※

（ふりがな）　おおさかいしんのかいさんぎいんひれいくだいいちしぶ

1 政治団体の名称　おおさか維新の会参議院比例区第１支部

2 主たる事務所の所在地　岡山市北区富田町2-5-11

（アパート・マンション名）　サンジェルマン富田町201

3 代表者の氏名　（姓）片山　（名）虎之助

4 会計責任者の氏名　（姓）樋川　（名）勲

事務担当者の氏名　（姓）藤田　（名）秀治

（電話）03-6550-0418

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）片山　（名）虎之助
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成27年　12月　7日　から
平成27年　12月　31日　まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

岡山県選挙管理委員会 受付 28.5.24 付

1952

受付 '28.6.10 収支公開室 第　号

001605

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	7,513,006
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	7,513,006
支　出　総　額	0
翌年への繰越額	7,513,006

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,110,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	300,000 ~~6,403,006~~	
(ｳ) 政治団体からの寄附	6,103,006	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	7,513,006	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	7,513,006	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	片山広太郎	1,100,000	H27/12/17	東京都新宿区余丁町8-2藤和シティーホームズ新宿余丁町703	公務員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	10,000				
	合　　計	1,110,000				

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	2. 法人・その他の団体	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
1	~~維新の党参議院比例区第1支部~~	~~6,103,006~~	~~H27/12/30~~	~~岡山県岡山市北区富田町2-5-11 サンシエルマン富田町201~~	~~岸田孝弥~~	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	300,000				
	合計	~~6,403,006~~				

300,000

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3.)政治団体		
寄附者の氏名（又は名称）	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
維新の党参議院比例区第１支部	百万 6	平成 27 12 30	岡山県岡山市北区富田町2-5-11 サンジェルマン富田町201	片山虎之助	
この頁の小計	6,103,006				
その他の寄附	0				
合計	6,103,006				

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☐　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　20日

政治団体の名称　おおさか維新の会参議院比例区第１支部

会計責任者の氏名　樋川　勲　（印）

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

（印）

政治資金監査報告書

平成28年5月20日

おおさか維新の会参議院比例区第1支部
代表　片山　虎之助　殿

登録政治資金監査人　栗原俊行
登録番号第3874号
研修終了年月日　平成23年2月14日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、おおさか維新の会参議院比例区第1支部の平成27年に係る法第12第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、おおさか維新の会参議院比例区第1支部の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人栗原俊行が判断したため、登録政治資金監査人栗原俊行の主たる事務所（東京都台東区上野5丁目23番地4号おかじビル3階）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、おおさか維新の会参議院比例区第 1 支部に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4） 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

おおさか維新の会参議院比例区第 1 支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、おおさか維新の会参議院比例区第 1 支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以　上